

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成29年度
計画主体	中川村

中川村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 中川村振興課
所在地 長野県上伊那郡中川村大草 4045-1
電話番号 0265-88-3001
FAX番号 0265-88-3890
メールアドレス nousei@vill.nagano-nakagawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ハクビシン、タヌキ、カラス、ヒヨドリ
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	中川村

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成27年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ	リンゴ、水稻、野菜	4.3ha (574千円)
イノシシ	水稻、果樹、野菜、	0.1ha (39千円)
ニホンザル	梨、桃、リンゴ、野菜	4.3ha (2,065千円)
ハクビシン	果樹、野菜	0.1ha (6千円)
タヌキ	果樹、野菜	0.1ha (4千円)
カラス	梨、桃、リンゴ	1.0ha (327千円)
ヒヨドリ	梨、桃、リンゴ	0.8ha (168千円)

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

ニホンジカは、里山と農地の間に設置した広域的な獣侵入防護柵の効果が現れ、被害は減少傾向にあるが、防護柵の外の山林では被害が拡大している。最近天竜川周辺や防護柵の設置していない片桐地区でも被害が発生している。

ニホンザルの被害は、全村的に拡大してきている。また、離れサル等が通学路、住宅地に出没し、生活環境にも影響を及ぼしている。

イノシシの被害についても、被害は減少傾向にあるが、一部防護柵の設置していない地区では被害が発生している。

鳥類については、全村的に生息し、被害が拡大している。

ハクビシン、タヌキ等の中動物については、住宅地周辺に出没し、果樹や野菜の食害を引き起こしている。

被害は、水稻幼苗期、果樹出芽期、農産物収穫期に発生しており、広域的に獣害対策を実施した地区では被害が減少したが、対策未実施地区では被害が減少しない。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成27年度）		目標値（平成31年度）	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
ニホンジカ	4.3ha	574千円	3.0ha	400千円
イノシシ	0.1ha	39千円	0.1ha	25千円
ニホンザル	4.3ha	2,065千円	2.5ha	1,300千円
ハクビシン	0.1ha	6千円	0.1ha	4千円
タヌキ	0.1ha	4千円	0.1ha	3千円
カラス	1.0ha	327千円	1.0ha	220千円
ヒヨドリ	0.8ha	168千円	0.5ha	110千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>村農作物有害鳥獣駆除対策協議会の駆除班が年間駆除計画を作成し銃器・捕獲檻により実施してきた。</p> <p>駆除資格者の増加・継続を図るため、資格取得、継続に対する補助制度を創設した。協議会でわなを購入し、駆除班に貸与し、捕獲に活用している。</p> <p>通学路、住宅地等の離れサル対策として、威嚇用電動ガンや花火を導入し、追い払いを行なっている。また、威嚇用電動ガンは、被害農家に貸し出しを行っている。</p> <p>中型動物用の檻を導入し、ハクビシン等の中型動物の捕獲を進めている。</p>	<p>駆除班の年齢構成の上昇、班員が増えない、会社勤務のため休日に駆除が集中するなど、班員への負担が大きくなっている。</p> <p>鳥獣被害対策実施隊を組織し、集落と駆除班の連絡調整を密に行い効率的な駆除を推進する。</p> <p>補助制度の創設により、檻、わなの資格取得者が増加し、捕獲実績が上がってきた。今後も更なる資格取得者の増加に努める必要がある。</p> <p>ニホンザル対策として、IT技術を使った群れ追跡装置などの活用により、効率的な駆除、追い払いが必要である。</p> <p>捕獲された獣肉の活用を進め、捕獲獣に価値を持たせ、一層の駆除を進める。</p>
防護柵の設置等に関する	<p>効率的に防護対策を実施するため、できるだけ広域での防護柵設置を促してきた。</p>	<p>ニホンザルの被害が増えつつあり、ニホンジカ、イノシシの被害防止に比べ電気柵付防護柵は、設置費用が</p>

<p>する取組</p>	<p>平成21年度からは4集落で広域の連絡協議会を組織し、他地区にも呼掛けを行い、広域的な防護柵の設置を進め、平成23年度に完成している。</p> <p>防護柵本体や、漏電防止のための草刈等維持管理に対する費用や労力がかかり、設置者の負担が大きい。集落等で適正に管理点検、補修等が行われている。</p> <p>防護柵設置、収穫しない柿等の伐採や緩衝帯整備等に対する補助施策の紹介、餌場にしないため果樹等廃棄物の農地、山林への放置・投棄の自粛についてチラシ等で広報してきた。</p> <p>専門家による講習会を希望する集落や村全体を対象に実施してきた。</p>	<p>多額なため、設置者の負担が大きくなるため、設置が進まない。また、ニホンザルの追い払い犬導入も考えられるが、人材の確保、費用負担など課題が多い。</p> <p>南向地区においては、被害箇所を防護柵で囲むだけでなく、鳥獣の生息場所と里を隔てる広範囲な緩衝帯の設置が必要である。</p> <p>片桐地区においては、飯島町、松川町との地続きであり、両町との連携協議が必要である。</p>
-------------	---	--

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

防護対策のためリーダーの育成・支援、被害・未被害地区を問わず専門家による効果的な防止対策の講習会を実施する。

県国の補助事業を活用し、防護柵の設置による防除を進めつつ、緩衝帯整備も実施する。また、住民に対し、放任果樹の除去等のPRを実施する。

有害鳥獣駆除資格の取得または継続経費に対し補助を行い、駆除班員の増加を図り、捕獲体制を強化するとともに、被害個体の捕獲を効果的に行えるような施策を展開する。また、鳥獣被害対策実施隊を組織し、被害集落と駆除班の連絡を密に行ない効率的な駆除を推進する。

上伊那鳥獣対策協議会でくくり罠と中動物用の檻を導入し駆除班に貸与し、防護柵周辺と住宅地周辺の中動物の捕獲を強化する。

ニホンザルの追い払い、緩衝帯の整備、遊休農地の発生防止対策を行い、管内（上伊那郡）を超えた広域的な連携やIT技術を活用した駆除対策の可能性を検討する。また、購入した威嚇用電動ガンを導入し、生活環境の保全を行う。

被害箇所を防護柵で囲むだけでなく、鳥獣の生息場所と里を広範囲で隔てる緩衝帯の設置を進める。

上伊那鳥獣対策協議会を中心として、広域的な被害対策を実施する。また、隣接の松川町との連携も強化する。

獣肉の活用については、獣肉加工組合と協力して振興に努める。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会員の中で、有害駆除講習会を受けた方々をもって有害鳥獣駆除班を組織する。

鳥獣被害対策実施隊において、効率的な捕獲を推進する。

駆除資格取得・資格継続費用に対する補助を継続し、駆除班員確保の取り組みを継続する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ハクビシン、 タヌキ、カラ ス、ヒヨドリ	有害鳥獣駆除資格取得、継続費用に対する支援、 捕獲檻、くくりワナ増設、囲いワナ設置、IT捕 獲技術の活用、駆除班員の増員支援 広域にわたる被害発生防止に対する支援 小規模団地の被害発生防止に対する支援 獣肉活用の推進
30	ニホンジカ イノシシ ニホンザル、	有害鳥獣駆除資格取得、継続費用に対する支援、 捕獲檻、くくりワナ増設、IT捕獲技術の活用、 駆除班員の増員支援

	ハクビシン、タヌキ、カラス、ヒヨドリ	広域にわたる被害発生防止に対する支援 小規模団地の被害発生防止に対する支援 獣肉活用の推進
31	ニホンジカ イノシシ ニホンザル、 ハクビシン、 タヌキ、カラス、 ヒヨドリ	有害鳥獣駆除資格取得、継続費用に対する支援、 捕獲檻、くくりワナ増設、IT捕獲技術の活用、 駆除班員の増員支援 広域にわたる被害発生防止に対する支援 小規模団地の被害発生防止に対する支援 獣肉活用の推進

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
・ニホンジカ	県の特定鳥獣保護管理計画に基づき、被害状況に応じて捕獲を行う。
・イノシシ	県や専門家と協議し、捕獲計画頭数を設定する。
・ニホンザル	県の特定鳥獣保護管理計画に基づき、被害状況に応じて捕獲を行う。
・ハクビシン、タヌキ、アライグマ	現状に則した捕獲系画数を設定する。
・カラス、ヒヨドリ	現状に則した捕獲計画数を設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニホンジカ	400頭	400頭	400頭
イノシシ	65頭	65頭	65頭
ニホンザル	80頭	80頭	80頭
ハクビシン	20頭	20頭	20頭
タヌキ	2頭	2頭	10頭
カラス	30羽	30羽	30羽
ヒヨドリ	30羽	30羽	30羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>イノシシ、ニホンジカについては、銃及びわな・檻での捕獲を村全域において年間を通じて行う。</p> <p>ニホンザルについては、銃及びわな・檻での捕獲を被害地域中心に年間を通じて行う。</p> <p>ハクビシン、タヌキ、アライグマについては、檻での捕獲を被害地区中心に年間を通じて行う。</p> <p>カラス、ヒヨドリについては、銃及び檻での捕獲を被害地域において被害時期を中心とした捕獲を行う。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃を使用した有害捕獲は実施しない

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合にその必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル	防護柵（物理フェンス＋ 電気柵） L=1,000m	防護柵（物理フェンス＋ 電気柵） L=1,000m	防護柵（物理フェンス＋ 電気柵） L=1,000m
合計	L=1,000m	L=1,000m	L=1,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ハクビシン タヌキ	電気柵等被害防止対策実施済みの地区では、漏電防止のための草刈、柵の維持管理の徹底を促す。 住民に対し、放任果樹の除去等PRする。 緩衝帯の設置を行う。 通学路、住宅地では、威嚇用電動ガンで追い払いを行う。
30	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ハクビシン タヌキ	電気柵等被害防止対策実施済みの地区では、漏電防止のための草刈、柵の維持管理の徹底を促す。 住民に対し、放任果樹の除去等PRする。 緩衝帯の設置を行う。 通学路、住宅地では、威嚇用電動ガンで追い払いを行う。
31	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ハクビシン タヌキ	電気柵等被害防止対策実施済みの地区では、漏電防止のための草刈、柵の維持管理の徹底を促す。 住民に対し、放任果樹の除去等PRする。 緩衝帯の設置を行う。 通学路、住宅地では、威嚇用電動ガンで追い払いを行う。

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	中川村農作物有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
行政代表	獣害防止補助施策導入、専門家による講習会開催、駆除班員等への支援、予算の確保
村農業委員会	耕作放棄地の解消、発生防止
村議会総務経済委員会	獣害防止施策のための予算確保
村猟友会	銃器・わなによる獣害防止計画立案、駆除班員の育成
上伊那森林組合	林業被害の把握・防止対策の啓蒙・普及
上伊那農業協同組合中川支所	農作物被害の把握・防止対策の啓蒙・普及
上伊那農業改良普及センター	獣害防止対策の技術的な指導、啓蒙・普及
村鳥獣保護員	個体数の把握、個体数調整への助言
集落営農組合	集落内の農作物被害防止対策の啓蒙・普及
地区農家組合	集落内の農作物被害防止対策の啓蒙・普及
上伊那農業協同組合生産部会支会	農作物の農地への放置防止、放任果樹防止の徹底
天の中川ジビエ加工組合	獣肉活用の推進

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
上伊那被害対策チーム	獣害防止技術の啓蒙・普及、広域情報等の提供、被害防止対策への支援、許可申請関係
上伊那鳥獣対策協議会	広域的な被害対策の検討、実施

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>鳥獣被害対策実施隊を設置する。</p> <p>村長が猟友会員のうちから適任者を隊員に任命する。また、村職員のうちから適任者を指名する。</p> <p>実施隊の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隊長・・・猟友会長（1人）

- ・副隊長・・・副猟友会長（２人）
- ・隊員・・・猟友会会員（３９人）、役場職員（６人）

実施隊の任務

- ・有害鳥獣駆除・固体数調整の実施
- ・被害防止施策の計画立案
- ・被害防止対策（防護柵の設置等）の指導
- ・被害実態・出没状況の調査
- ・被害集落と有害鳥獣駆除班との連絡調整

（注） 法第９条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

駆除班員の増加を図り、駆除班員の負担軽減のため、有害鳥獣駆除資格を取得または継続する者で、駆除班に登録された者に対し、資格取得の場合は初期費用の２分の１以内。資格継続の場合は継続費用の２分の１以内を補助する。

（注） その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

６．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲等をした対象鳥獣については、捕獲現場での埋設や、適切な処理施設での焼却を検討する。
- ・天の中川ジビエ加工組合と地域おこし協力隊が協力し、平成25年度に整備した獣処理加工施設を有効利用して、獣肉の加工・販売を促進する。

（注） 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

７．捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

- ・天の中川ジビエ加工組合及び、猟友会員が運営する、加工組織などが、獣肉加工処理施設を利用し、独自の販路及び、村観光協会と連携し、都会向けに販売、PRしていく。年間処理計画頭数については、捕獲頭数の６割を目標とする。

（注） 捕獲した鳥獣の食品としての利用等に係る基本的な考え方や利用に必要な施設整備計画、年間処理計画頭数、流通・販売方針、推進体制について記入する。

８．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・片桐地区の被害が拡大してきた場合は、隣接町の飯島町、松川町と連携協力をを行い、被害防止対策の推進をしていく。